



川崎市老人クラブ友愛チーム

関係書類

- 1 川崎市老人クラブ友愛チーム活動事業実施要綱
- 2 川崎市老人クラブ友愛チーム研究協議会会則
- 3 各種申請書他・様式類

公益財団法人 川崎市老人クラブ連合会

川崎市老人クラブ友愛チーム活動事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人クラブ友愛チーム（以下、「友愛チーム」という。）が地域に住むねたきり病弱等のハンディキャップをもつ高齢者を対象に、高齢者の孤独感を解消し、生きがいをもって日常生活が送れるよう友愛活動事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 友愛チーム活動事業の対象者は、地域に住む病弱の高齢者（ねたきりの方を含む。）、ひとり暮らしの高齢者、また家族と暮らしていても日中ひとりになる高齢者及び友愛チームの訪問が適当であると認められる高齢者で、おおむね60歳以上のものとする。

(友愛チームの構成及び対象者数)

第3条 友愛チームは、老人福祉に関し深い理解と熱意を持つ老人クラブ会員並びに準会員をもって構成する。

2 友愛チームの構成は、5人以上をもって構成するものとする。

3 友愛チーム対象者は、1チームおおむね3人以上とする。

(実施主体)

第4条 この事業は、公益財団法人川崎市老人クラブ連合会（以下、「市老連」という。）の各区（地区）老人クラブ連合会（以下「区老連」という。）及び単位クラブが主体となって友愛チームを編成し、実施する。

(業務の内容)

第5条 友愛チームの活動については、対象者や家族の要望を把握のうえ、話し相手を基本的に活動し、月1回の定期訪問と必要に応じての随時訪問を実施し、また必要に応じて家事援助を行うなど活動にあたっては、状況に応じた柔軟な対応をするものとする。

また、対象者への訪問は、原則として友愛チーム員2名以上で行うものとする。

(1) 話し相手

- ア. 世間話や高齢者の活動情報の提供
- イ. 生活・身上等に関する相談や助言
- ウ. 対象者や家族に関する必要な情報の提供
- エ. その他、生きがいの促進に関する助言・激励

(2) 家事援助等

- ア. 生活用品の買物、衣類の洗濯、補修等の家事援助
- イ. 外出援助
- ウ. その他、日常生活援助

(友愛チーム員に遵守事項)

第6条 友愛チーム員は業務を実施するにあたり、次に掲げる事項を守り、十分は配慮しなければならない。

- (1) 対象者の要望、家族の要望を十分に把握すること
- (2) 対象者の人格を尊重し、本人や家族と対等の信頼関係をきづくこと
- (3) 対象者や家族のプライバシーは、絶対に他に漏らさないこと
- (4) 老人クラブ活動や在宅福祉サービス等の情報を提供すること
- (5) 高齢者を援助する関係機関が行う見守りネットワークづくりに参加すること

(他機関との連携)

第7条 友愛チームは、その活動を行うにあたり、地域において高齢者を援助する関係機関(福祉事務所、社会福祉協議会、民生児童委員、ホームヘルパー、高齢者福祉施設、医師、保健師、町内会等)と密接な連携をとりあうものとする。

(友愛チームの書類提出)

第8条 友愛チーム代表者は単位老人クラブの会長とし、毎年度4月30日までに、川崎市老人クラブ友愛チーム補助金交付申請書(第1号様式)と老人クラブ友愛チーム活動訪問計画書等(第2-1号様式、第2-2号様式)を、また翌年の4月15日までに老人クラブ友愛チーム活動報告書(第6号様式)及び決算書(第7号様式)を区老連会長に提出し、区老連会長は市老連理事長に提出するものとする。

2 友愛チームの代表者は次の各号の1に該当するときは、速やかに所定の様式により区老連会長を通じ、市老連理事長に提出しなければならない。ただし、第3号に該当するものについては区老連で把握するものとし、この限りではない。

- (1) 友愛チーム代表者、会計担当者に変更があるとき
老人クラブ友愛チーム代表者・会計担当者・チーム員・対象者変更届(第3号様式)
- (2) 友愛チーム員に変更があるとき
老人クラブ友愛チーム代表者・会計担当者・チーム員・対象者変更届(第3号様式)
- (3) 友愛チームの対象者に変更があるとき
老人クラブ友愛チーム代表者・会計担当者・チーム員・対象者変更届(第3号様式)
- (4) 友愛チームを解散するとき
老人クラブ友愛チーム解散届(第4号様式)
- (5) 友愛チーム名に変更があるとき
老人クラブ友愛チーム名変更届(第8号様式)

(活動費の交付)

第9条 市老連は、当該年度予算の範囲内で区老連会長の老人クラブ友愛チーム活動費補助金交付申請書の提出により、活動費補助金を区老連を経由して友愛チームに交付するものとする。

(友愛チームの解散及び停止)

第10条 市老連理事長は、友愛チームが次の各号の1に該当すると認めるときは、当該友愛チームを解散または業務の停止をさせ、活動費の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられない場合
- (2) 業務を怠り、または業務上義務に違反した場合
- (3) 友愛チームとして、ふさわしくない非行があった場合
- (4) 友愛チームとして業務を行う必要がなくなった場合

(研究協議会)

第11条 友愛チーム活動事業の充実を図るため、川崎市友愛チーム研究協議会を年1回以上開催するものとする。

(書類の整備等)

第12条 活動費の交付を受けた友愛チーム代表者は、訪問等の活動記録簿類やこの事業に係わる収入及び支出の状況等を明らかにできる帳簿類を常に整備する他、これらの書類及び関係帳簿、証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市老連理事長が定める。

付 則

1. この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。
1. この実施要綱の一部改正規定は平成7年5月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
1. この実施要綱の一部改正規定は平成8年1月25日から施行する。
1. この実施要綱の改正規定は平成9年5月21日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

1. この実施要綱の一部改正は平成13年3月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

1. この実施要綱の一部改正は平成15年3月19日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

1. この実施要綱の一部改正は平成25年4月1日から施行する。

付 則

1. この実施要綱の一部改正は平成26年4月1日から施行する。

友愛チーム→区老連→市老連

老人クラブ友愛チーム活動費 補助金交付申請書

平成 年 月 日

(公財) 川崎市老人クラブ連合会理事長 殿

_____ 区・地区老人クラブ連合会

会 長 _____ 印

平成 年度友愛チーム活動費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

友愛チーム数	1 チーム	活 動 費 総 額
() チーム	年額 円	円

(添付書類)

1. 川崎市老人クラブ友愛チーム補助金交付申請書 (第1号様式)
2. 平成 年度老人クラブ友愛チーム活動訪問計画書 (第2-1号様式)
3. 平成 年度老人クラブ友愛チーム活動費予算書 (第2-2号様式)

【第1号様式】

川崎市老人クラブ友愛チーム補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先)
(公財)川崎市老人クラブ連合会
理 事 長

友愛チーム名 _____ 友愛チーム
(※老人クラブ名を記入)

(申請者)

代 表 者(老人クラブ会長名) _____ 印

代 表 住 所 (老人クラブ会長) _____

電 話 番 号 (老人クラブ会長) _____ ()

平成 年度川崎市老人クラブ友愛チーム補助金として、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の使途に関する一切の責任は、申請者の私が負うものといたします。

補助金費目	金 額	内 訳

※ 活動費の交付を受けた友愛チーム代表者は、訪問等の活動記録簿類やこの事業に係わる収入及び支出の状況等を明らかにできる帳簿類を常に整備する他、これらの書類及び関係帳簿、証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

平成 年度 老人クラブ友愛チーム活動訪問計画書

友愛チーム名				結成年月日	昭和・平成 年 月 日			
ふりがな 代表者氏名		印		住所 (電話番号)	〒 ()			
ふりがな 会計担当者氏名				住所 (電話番号)	〒 ()			
友愛 地 チ ー ム 構 成 員	氏名	性別	年齢	住所			電話	
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
友愛 チ ー ム 活 動 対 象 者	氏名	性別	年齢	住所	会員 非会員	独居 同居 の別	ねたきり ・ 虚弱の別	月間訪問回数 ①話しあい・相談等 ②家事援助活動等
		男女	歳		会 員 非 会 員	独 居 同 居	ね た き り 虚 弱	① 回・② 回 合計 回
		男女	歳		会 員 非 会 員	独 居 同 居	ね た き り 虚 弱	① 回・② 回 合計 回
		男女	歳		会 員 非 会 員	独 居 同 居	ね た き り 虚 弱	① 回・② 回 合計 回
		男女	歳		会 員 非 会 員	独 居 同 居	ね た き り 虚 弱	① 回・② 回 合計 回
		男女	歳		会 員 非 会 員	独 居 同 居	ね た き り 虚 弱	① 回・② 回 合計 回
		男女	歳		会 員 非 会 員	独 居 同 居	ね た き り 虚 弱	① 回・② 回 合計 回
		男女	歳		会 員 非 会 員	独 居 同 居	ね た き り 虚 弱	① 回・② 回 合計 回
		男女	歳		会 員 非 会 員	独 居 同 居	ね た き り 虚 弱	① 回・② 回 合計 回

※ 訪問対象者は、老人クラブ会員に限らず各担当地域内に住む高齢者も対象にすること。

※ 月間訪問回数の欄で、①とあるのは話しあい・相談活動等を、②は家事援助等を指し必ず記入のこと。

平成 年度 老人クラブ友愛チーム活動費予算書

友愛チーム名 _____

代表者（老人クラブ会長名） _____ 印

収 入

科 目	予 算 額	附 記
友愛チーム活動費 補助金		
その他補助金		
寄付金		
前年度繰越金		
合 計		

支 出

科 目	予 算 額	附 記
会 議 費		
研 修 費		
通 信 費		
訪 問 活 動 費		
雑 費		※
合 計		

※ 雑費については内訳書を記入すること。

友愛チーム→区老連→市老連

老人クラブ友愛チーム { 代表者・会計担当者 } 変更届 { チーム員・対象者 }

平成 年 月 日

(公財) 川崎市老人クラブ連合会理事長 殿

友愛チーム名 _____

代 表 者 _____ 印

(老人クラブ会長名)

住 所 〒 _____

電 話 番 号 ()

このたび、友愛チーム代表者・会計担当者・チーム員・対象者が、次のとおり変更になりましたので届けます。

(該当変更内容の□にチェックして下さい。)

変更内容 区分	<input type="checkbox"/> 新 代 表 者 <input type="checkbox"/> 新 会 計 担 当 者 <input type="checkbox"/> 新 チ ー ム 員 <input type="checkbox"/> 新 対 象 者	<input type="checkbox"/> 前 代 表 者 <input type="checkbox"/> 前 会 計 担 当 者 <input type="checkbox"/> 前 チ ー ム 員 <input type="checkbox"/> 前 対 象 者
氏 名	(歳)	(歳)
住 所	電話 ()	電話 ()
変更年月日	年 月 日	年 月 日
変更の理由		
参 考 事 項		
対象者のおもな概況 (独居・同居、 ねたきり・虚弱別)		

友愛チーム→区老連→市老連

老人クラブ友愛チーム解散届

平成 年 月 日

(公財) 川崎市老人クラブ連合会理事長 殿

友愛チーム名 _____

代 表 者 _____ 印
(老人クラブ会長名)

〒

住 所 _____

電 話 番 号 ()

このたび、友愛チームを解散したのでお届けいたします。

解散年月日 平成 年 月 日

解 散 理 由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【第5号様式】

平成____年度
老人クラブ友愛チーム事業実績報告書

平成 年 月 日

(公財) 川崎市老人クラブ連合会理事長 殿

_____区・地区老人クラブ連合会

会 長 _____ 印

川崎市老人クラブ連合会友愛チーム事業について、活動費を受けて実施した事業の実績を、次のとおり報告します。

(添付書類)

1. 老人クラブ友愛チーム活動報告書 (第6号様式)
2. 老人クラブ友愛チーム活動費決算書 (第7号様式)

※ 添付書類は各チームごとに添付すること。

平成____年度 老人クラブ友愛チーム活動報告書

____区・地区老人クラブ連合会

____友愛チーム 代表者（老人クラブ会長名）____印

対象者 内容	話し相手等	家 事				そ の 他	
		食 事	衣 類	住 居	買 物	(1)	(2)
氏名_____ 男・女 (才) A・B・C・D	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人		
氏名_____ 男・女 (才) A・B・C・D	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人		
氏名_____ 男・女 (才) A・B・C・D	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人		
氏名_____ 男・女 (才) A・B・C・D	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人		
氏名_____ 男・女 (才) A・B・C・D	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人		
氏名_____ 男・女 (才) A・B・C・D	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人	延____回 延人数 ____人		

(注) 1. A (虚弱) B (ねたきり) C (同居) D (別居)

2. 話し相手等→世間話・相談・助言等とする

3. 食事 (食事の世話) 4. 衣類 (洗濯・補修) 5. 住居 (整理・清掃)

6. 買物 (日常生活) 7. その他 (特にこれ以外でやっていること)

平成__年度 老人クラブ友愛チーム活動費決算書

友愛チーム名 _____

代表者（老人クラブ会長名） _____ 印

収 入

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減 (減 △)	附 記
友愛チーム活動費 補 助 金				
そ の 他 補 助 金				
寄 付 金				
前 年 度 繰 越 金				
合 計				

支 出

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減 (減 △)	附 記
会 議 費				
研 修 費				
通 信 費				
訪 問 活 動 費				
雑 費				
次 年 度 繰 越 金				
合 計				

友愛チーム→区老連→市老連

老人クラブ友愛チーム名変更届

平成 年 月 日

(公財) 川崎市老人クラブ連合会理事長 殿

現友愛チーム名 _____

代 表 者 _____ 印
(老人クラブ会長名)

〒

住 所

電 話 番 号 ()

このたび、友愛チーム名が次のとおり変更になりましたのでお届けいたします。

新 チ ー ム 名	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	
参 考 事 項	

個人記録カード

対象とした年月日 年 月 日		解除年月日 年 月 日		解除理由		
対 象 者	氏 名 男・女			住所 電話 ()		
	住所 電話 ()					・同居：有 ・ 無 ・ねたきり：有 ・ 無
家族・連絡先 氏 名			本人との 続 柄	住 所 電話 ()		
対 象 者 日 常 生 活 状 況 等	歩 行	(1)介助・車椅子・不能 (2)つえ・つかまり歩き (3)ひとりで歩ける				
	食 事	(1)介 助 (2)さじ使用 (3)はし使用				
	着 衣	(1)全介助 (2)部分介助 (3)自分でできる				
	入 浴	(1)清 拭 (2)介 助 (3)自分でできる				
	用 便	(1)おむつ (2)便 器 (3)便所にいける				
	趣 味			し 好 品		
	必需品			チームに対 する希望		
特記事項 (持病等)						
主たる介助者		連絡先		本人との関係		
他機関の援助		1. 家庭奉仕員 2. 保健師 3. 民生委員 4. その他				
訪問年月日	訪 問 者	訪 問 記 事		備 考		

川崎市友愛チーム研究協議会要綱

(目 的)

第1条 川崎市老人クラブ友愛チーム活動事業実施要綱第11条に規定する友愛チーム研究協議会（以下「研究協議会」という。）の会議について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 研究協議会は、川崎市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）の理事長並びに、市老連友愛チーム委員会担当理事及び友愛チーム委員をもって組織する。

2 研究協議会は、その職務を円滑に処理するため、常任委員会を置き、市老連友愛チーム委員がこれにあたる。

(役 員)

第3条 研究協議会は、次の役員を置く。

(1) 研究協議会

ア 会 長 1名

イ 副会長 1名

(2) 常任委員会

ア 委員長 1名

イ 副委員長 2名

2 前項に規定する役員のうち、会長職は、市老連理事長、副会長は、市老連友愛チーム委員会担当理事があたり、常任委員会の委員長及び副委員長は、市老連友愛チーム委員長、副委員長がそれぞれあたるものとする。

(職 務)

第4条 研究協議会は、友愛チーム活動の促進をはかるため、次の職務にあたる。

(1) 友愛チーム活動に関する市老連理事長の諮問事項の審議、答申

(2) 友愛チーム活動に関する調査、研究

2 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、研究協議会を代表し、職務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代表する。

(3) 常任委員長は、常任委員会を代表し、会務を統括する。

(4) 副常任委員長は、常任委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 研究協議会は、次のとおり適宜開催する。

(1) 研究協議会

(2) 常任委員会

2 会長は、研究協議会を招集し、その議長となり、また、常任委員長は、常任委員会を招集し、その議長となる。

(委 任)

第6条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、市老連理事長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年5月21日施行し、平成9年4月1日から適用する。
なお、川崎市友愛チーム研究協議会会則（昭和57年6月21日施行）は、
廃止する。